

令和3年度

随時（工事）監査結果報告書

令和3年5月

備前市監査委員



本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により備前市議会及び備前市長に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 3 年 5 月

備前市監査委員 大 森 浩 二  
同 尾 川 直 行



# 目 次

	ページ
第1 基準に準拠している旨 .....	1
第2 監査の種類 .....	1
第3 監査の対象 .....	1
第4 監査の着眼点 .....	2
第5 監査の主な実施内容 .....	2
第6 監査の実施場所及び日程 .....	2
第7 監査の報告基準 .....	2
第8 監査の結果 .....	4
1 監査の結果 .....	4
2 指導事項 .....	4
(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの...	4
第9 意見 .....	5



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年備前市監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

随時監査（工事監査）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査）

## 第3 監査の対象

- (1) 対象部署 総務部施設建設・再編課
- (2) 対象工事 備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事
- (3) 工事の概要等

備前市新庁舎の建築に伴い、旧庁舎を解体するとともに、駐車場等の付属施設を整備すること。

### ア 契約期間

令和2年1月17日から同年11月30日まで

### イ 事業費

契約金額 228,800,000円（当初）

274,989,000円（令和2年4月24日変更）※請負代金及び工期の変更

### ウ 入札方式

事後審査型条件付一般競争入札（5者入札） 落札率 92.83%

### エ 工事の概要

#### (1) 解体建物概要

棟名	建築年度	構造	延床面積
庁舎旧館	昭和34年度	R C造4階建	1,591.00 m <sup>2</sup>
庁舎新館	昭和49年度	R C造5階建	2,709.00 m <sup>2</sup>
E V棟	平成17年度	S造3階建	47.58 m <sup>2</sup>
陸橋棟	平成初期	S造平屋建	33.94 m <sup>2</sup>
延べ面積合計			4,381.52 m <sup>2</sup>

#### (2) 付属施設整備概要

名称	構造	延床面積
車庫・倉庫棟	S造平屋建	99.82 m <sup>2</sup>
駐輪場上屋	S造平屋建	24.62 m <sup>2</sup>

駐車场上屋	S造平屋建	39.00 m <sup>2</sup>
リサイクルステーション	S造平屋建	22.07 m <sup>2</sup>
歩廊上屋	S造平屋建	153.20 m <sup>2</sup>
足洗い場上屋	S造平屋建	5.05 m <sup>2</sup>

オ 工事に関連するその他の契約の状況

- ・新庁舎建設に関する基本設計及び既存建物解体に関する実施設計業務委託  
契約金額 39,960,000 円（平成 29 年 2 月 3 日契約）
- ・備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事監理業務  
契約金額 4,950,000 円（令和 2 年 2 月 17 日契約）  
5,320,400 円（令和 2 年 5 月 8 日変更）※請負代金及び工期の変更

#### 第 4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性等

#### 第 5 監査の主な実施内容

質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき、技術士の協力を得て監査を行った。

#### 第 6 監査の実施場所及び日程

監査の実施場所 備前市役所（備前市東片上 126 番地）

日 程 令和 3 年 3 月 1 日から同年 5 月 27 日まで

#### 第 7 監査の報告基準

##### 1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準（令和 2 年備前市監査委員訓令第 2 号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

##### (1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

##### (2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの



イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの  
(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

## 2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第 20 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは、異なるものがある。

## 第8 監査の結果

### 1 監査の結果

備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事について、施工においては、おおむね適正であることから、指摘事項はなく、1件の指導事項とし、以下の個別事項において示すものとする。

### 2 指導事項

#### （1）法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

##### ア 国県等からの通知等が庁内で十分な共有ができていないことについて、事務処理上改善する必要があるもの

施設建設・再編課は、備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事について、令和2年1月に、解体等施工業者と、2億2880万円で工事請負契約を締結している。そして、石綿が含有された仕上塗材（以下「石綿含有仕上塗材」という。）等が旧庁舎解体前の石綿の事前調査により新たに発見され、令和2年4月に石綿含有仕上塗材等の除却工事費4618万9000円を増額する変更契約を締結している。

石綿は、健康及び環境への影響が指摘されているため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）や石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）等の法令において規制等が行われている。そして、石綿が使用されている石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等及びその他石綿含有成形板が施工されていた建築物の改修・解体工事については、ガイドラインやマニュアルが作成されている。

また、平成29年5月に、環境省から、大気汚染防止法等による規制等の対象ではない石綿含有仕上塗材の除去等について、施工状況や除去等の工法等に応じて適切な措置を講じることが望ましい旨の「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年環水大大発第1705301号。環境省水・大気環境局大気環境課長通知。以下「環境省通知」という。）が、都道府県を經由して発せられた。

しかし、市では、その環境省通知を所管課が受け取っていたが、施設建設・再編課には、環境省通知が回覧等された形跡は残っておらず、施設建設・再編課は、環境省通知の情報を確認できないまま、解体工事を発注していた。

したがって、所管部署を超えて必要に応じ対応すべき国県等からの通知等について、情報を共有できない状況となっていることは適切でないことから、その情報が必要な部署に確実に伝達され、庁内で情報を共有できる体制に改善する必要があると認められる。

## 第9 意見

今回の随時監査を実施する中で、監査の結果で述べたことのほか、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善する必要がある。

法令等による建築物等の解体等工事における石綿を含有する建材への規制は、平成以降も見直しが重ねられ、令和3年4月から石綿含有仕上塗材が規制対象の建材になるなど、順次拡大されている。

市は、数多くの公共施設を所有しており、既存の計画等で解体・改修等の工事費用を試算しているものがあれば、規制の対象となる建材が拡大されたことにより、工事費用も増加することが予想されることから、現在の建築物の解体・改修等にかかる経費の試算が法改正に対応して行われているか確認し、現時点での適正な額に既存の計画を修正する必要がある。